

# 橋本市公共施設等総合管理計画 基本方針編 概要版 (平成28年3月策定/令和7年3月改訂)

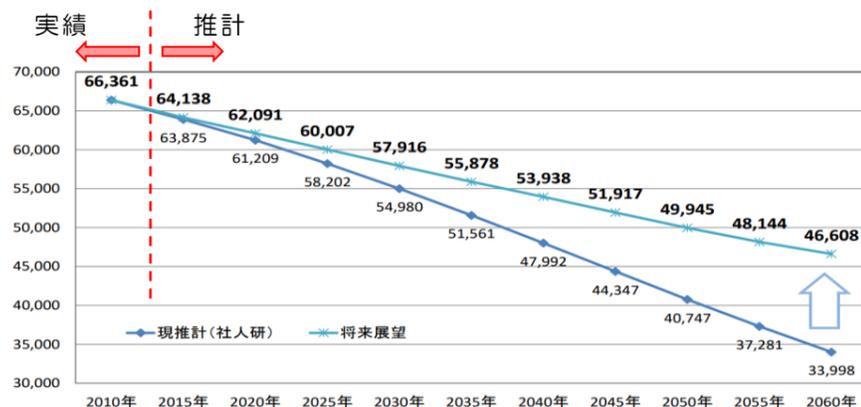
本市では、高度成長期から公共建築物やインフラ資産を順次整備してきましたが、老朽化が進行し、今後一斉に改修・更新時期を迎えることが予測されます。また、一方で、少子高齢化に伴う人口減少や高齢化が進展し、社会の構造や市民の要望も大きく変わっており、財政状態の悪化も想定されるところとなっています。公共施設等総合管理計画は、これら本市を取り巻く多くの課題に対し、市民と共にその課題に取り組み、まちづくりの将来計画を形作るため、策定するものです。

- **位置づけ**：国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画に該当するものです。
- **計画期間**：平成27年度(2015年度)から令和26年度(2044年度)までの30年間とし、概ね10年を単位に見直すこととします。
- **対象施設**：全ての公共建築物及びインフラ資産を対象とします。

## 市の状況

### 人口

- 本市の人口は、国勢調査によると平成12年の70,447人をピークに、減少に転じており、令和2年に60,478人となっています(年齢不詳を除く)。
- 「橋本市人口ビジョン」では、2045年に44,347人、2060年に33,998人まで減少すると予測が示されており、各種施策等により46,608人を目指しています。

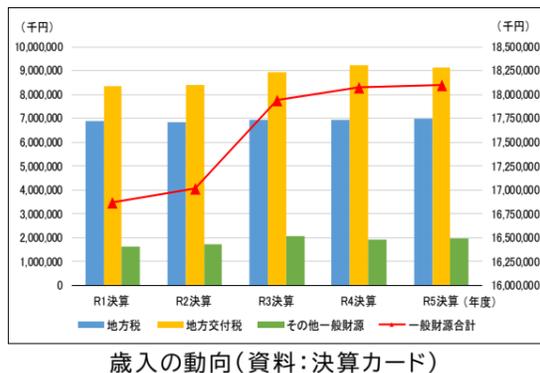


橋本市の人口推計(資料:橋本市人口ビジョン(令和2年改訂))

### 財政

#### 【歳入】

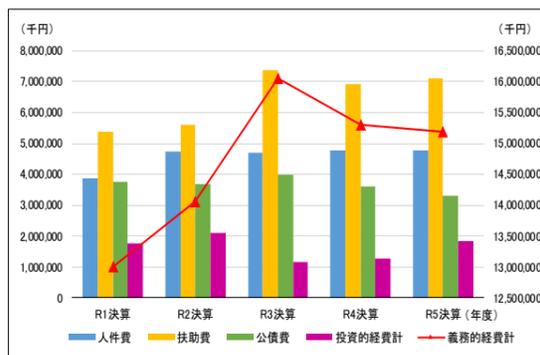
- 地方税は今後も横ばいが続くと予想されます。
- 一般財源の合計は令和3年度から増加傾向となっています。



歳入の動向(資料:決算カード)

#### 【歳出】

- 扶助費は増加傾向にあります。
- 義務的経費は令和3年度の扶助費の伸びにより増加しましたが、近年は減少傾向にあります。

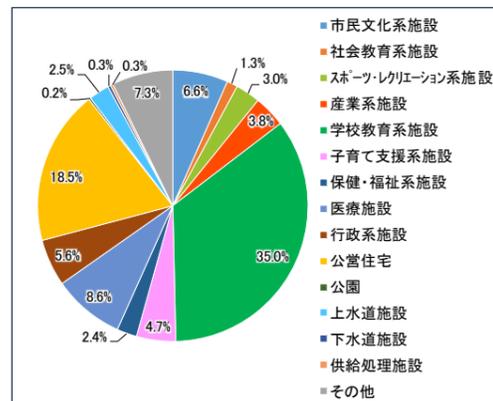


歳出の動向(資料:決算カード)

## 公共施設等の現状と推計

### 公共建築物の概要

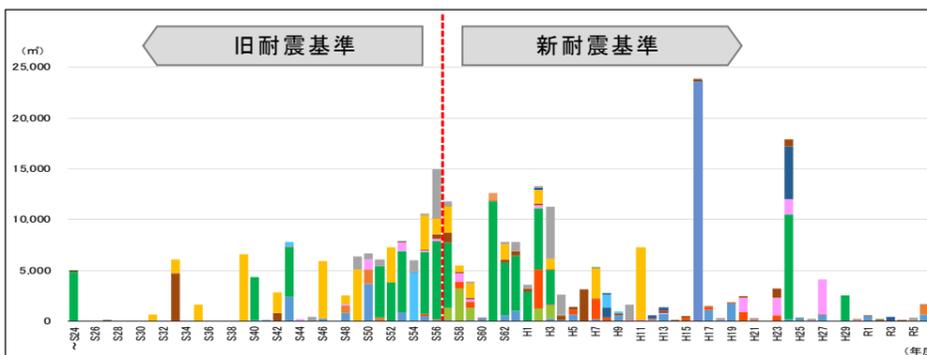
- 市保有の公共建築物は、令和6年度時点で289施設、総延床面積約27.6万㎡である。
- 延床面積では、学校教育系施設(学校・その他教育施設)が約35%、公営住宅が約19%を占めています。



公共建築物の分類別延床面積の割合

### 公共建築物年度別整備状況

- 昭和50年代に建てられた施設が多く、築30年以上の施設が71%を占めています。



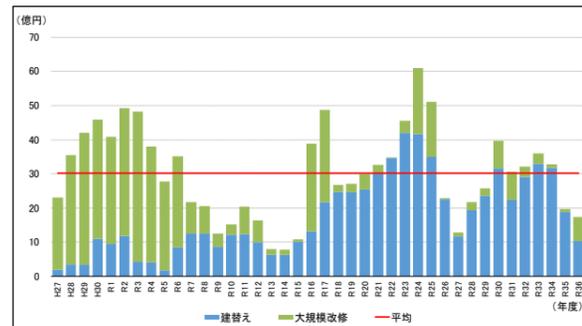
公共建築物の年度別整備状況

### インフラ資産の概要

- 道路：市道約713km、自転車歩行者道約102km
- 橋梁：448橋(橋長15m以上115橋)、総面積約6.6万㎡
- 上水道：導水管約2km、送水管約66km、配水管約599km
- 下水道：布設延長は約253km
- 公園：都市公園57箇所

### 公共建築物の将来更新費用の推計

- 公共建築物を全て維持した場合、今後40年間の更新費用の総額は、1,206.8億円となり、年間更新費用として、30.2億円が必要と予想されます。



公共建築物をすべて維持した場合の更新費用(全施設)

## 公共施設等管理の課題と目標

### (1) 基本目標

#### ① 健全な都市経営と施設維持

将来的に次世代の市民に過度の負担を残さない健全な都市経営と施設維持を行うため、人口減少、税収減少に併せた施設総量の最適化を行う。

#### ② 安心安全な公共施設

水害や地震に備えた防災・減災の考えを全ての公共施設等に盛り込み、安心安全な公共施設等の形成を図る。また、公共施設等を長寿命化するとともに、「予防保全型」の考えのもと維持管理・維持保全を行う。

#### ③ 公共サービスの維持

将来的に施設総量を削減し、健全な都市経営を目指す。公共サービス水準は維持していくことを目指す。配置やアクセスの低下は、移動手段の創出や物流・ICTの活用など代替手法も併せて検討していく。

### (2) 基本原則

#### ① 公共建築物の3原則

##### 【原則1 - 施設総量(延床面積)の削減】

⇒ 今後30年間で、公共建築物の総量を相当規模削減する

##### 【原則2 - 施設の集約化・複合化】

⇒ 施設の集約化(統廃合)、複合化を行い、原則単独での新築は実施しないことで、投資的経費及び施設維持管理費の抑制を図る

##### 【原則3 - 効率的な施設の維持管理】

⇒ 指定管理者制度の採用など民間活用を活かした維持管理費抑制の管理手法等を確立する

#### ② インフラ資産の2原則

##### 【原則1 - 長寿命化】

⇒ 予防保全型の維持管理と費用の平準化を図るため、長寿命化の視点で施設更新、維持管理を図る

##### 【原則2 - 新規整備の抑制】

⇒ コンパクトシティ化、立地適正化を図り、新規路線整備を極力しないまちづくりを行う

### (3) 総量目標



公共建築物の総量縮減の目標(延床面積)(30年間)

# 基本方針

## (1) 点検・診断、維持管理、安全確保等に関する基本方針

公共建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期的な点検・診断を行う。</li><li>・計画的に保全・改築等を行う“予防保全型”への転換を図り、包括的民間委託の導入等による効率化を検討する。</li><li>・危険性の高い施設や廃止となった施設については、除却又は売却を原則とする。</li><li>・更新時には、今後長期にわたり維持管理しやすい施設への改善を図る。</li><li>・更新時には、PPP・PFIも含め、最も効率的・効果的な運営方法の検討を行う。</li><li>・施設の保有量の縮減や維持管理・運営経費の見直し等を実施する。</li><li>・誰もが安全・安心に利用できるようユニバーサルデザインの視点を取り入れる。</li><li>・脱炭素化に向け、太陽光発電の導入や省エネルギー改修の実施等の取組を推進する。</li></ul>
インフラ資産	<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設の台帳等をデータベース化し、点検・評価に基づき、維持管理方法を分析し、保全需要の見通しを明らかにした上で、保全計画の策定を進める。</li><li>・計画的に保全を行う“予防保全型”への転換を図る。</li><li>・整備や更新時には、長期にわたり維持管理しやすい施設への改善を図る。</li><li>・点検・診断結果や維持管理・更新等の履歴を蓄積し、メンテナンスサイクルを構築する。</li><li>・効率的・効果的なマネジメントとPDCAサイクルの実現を図る。</li></ul>

## (2) 長寿命化・耐震化に関する基本方針

公共建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後も継続して保有する施設については、計画的に保全策を実施し、施設を安全に長持ちさせ、ライフサイクルコストを削減させる。</li><li>・耐震化に向けて、「橋本市耐震改修促進計画」に基づく取組を進める。</li><li>・「橋本市地域防災計画」に基づく避難施設等については、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め安全確保を図る。</li><li>・長寿命化計画により、建替え時期の集中化の回避、歳出予算の平準化を図る。</li></ul>
インフラ資産	<ul style="list-style-type: none"><li>・既に策定している各長寿命化計画に基づき、施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮し、耐震化等の安全性、経済性、財源などの観点から計画的な維持管理を進める。</li><li>・長寿命化計画により、保全費用の平準化を図る。</li></ul>

## (3) 機能再編及び総量に関する基本方針

公共建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・国、県の施設の相互利用や広域連携として隣接自治体施設の利活用、共同設置の考え方を整理し、質の高い公共施設へとつなげていく。</li><li>・人口の推移や財政状況などを考慮し施設の継続、改善、見直し（複合化、集約化、転用、減築）、廃止などの取組を進め、保有総量の縮減を図る。</li><li>・施設の集約や再配置については、施設を建物と機能に分離して考えることとし、他目的の公共施設や民間施設の利用や複合化等についても検討する。</li><li>・新設が必要な場合は、中長期的な目標数値の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。</li><li>・施設の廃止によって生じる跡地（PRE）は、原則貸付・売却による収益確保に努める。</li><li>・見直し・改善の際には、指定管理者制度やPPP・PFIも含めた多様な選択肢から、最も効率的・効果的なサービスが提供できる手法の導入を進める。</li><li>・施設再編によるアクセスの低下は、新たな移動手段の創出や物流・ICTの活用など代替手法の検討を行う。</li></ul>
インフラ資産	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後の社会経済情勢や市民ニーズを的確に捉え、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行う。</li><li>・コンパクトシティ化、立地適正化の方針から、新規路線整備を極力抑制するとともに、将来のニーズ等を踏まえ、整備水準の見直し等を行う。</li></ul>

## (4) 施設評価に関する基本方針

公共建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の利用ニーズなどの「利用（市民）視点」とコスト状況などの「管理（行政）視点」の二つの視点で評価し、施設保有量の最適化を進める。</li></ul>
インフラ資産	<ul style="list-style-type: none"><li>・ストックの総点検を経て、選択と集中、再編に向けた検討が求められる状況にあり、コンパクトシティや防災上の視点を考慮しながら、施設そのものの廃止も視野に入れ、公共建築物とは異なる観点・方法で評価を行う。</li></ul>

## (5) 実施体制に関する基本方針

公共建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・より効率的・効果的な管理運営を行う。</li><li>・PPP・PFI等により、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入する。</li><li>・統一された施設運用管理マニュアルや施設運用管理台帳を作成する。</li><li>・市の施設の情報を管理・集約し、一括管理するセクションの検討を行うとともに、部局横断的に施設の適正管理の取組を進める体制づくりの検討を行う。</li></ul>
インフラ資産	<ul style="list-style-type: none"><li>・PPP・PFI等により、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入する。</li><li>・「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」など、県や周辺市町村との連携した維持管理の取組等について検討を行う。</li></ul>

## (5) 実施体制に関する基本方針

### (1) 進行管理に関する基本方針

本計画の進行管理にあたっては、本市の将来都市像を実現するため、本市の総合計画と連動することが重要となる。そのため、本計画は、総合計画の策定に合わせて、10年ごとに見直しを行うことを基本とする。ただし、社会情勢や市民ニーズが大きく変化する場合には、柔軟に計画の見直しを行う。

本計画の実効性を高めるため、公共施設マネジメントの取組を総合計画に位置付けるとともに、実施計画に反映させていく。なお、見直し時には、議会や市民との情報共有を図る必要がある。

施設所管部門は、実施計画に基づいて、現在提供しているサービスの調整を行ったうえで、公共施設等の修繕・更新等を実施する。

### (2) 着実な推進に向けての基本方針

①財源確保のための基金の創設	公共施設等の計画的な修繕・更新等に必要な経費の財源確保を目的とした基金の創設を検討し、公共施設等の統廃合等により余剰となった土地や建築物を売却した収入については、原則、当該基金に積み立て、将来の修繕・更新等の費用に充当するものとする。
②スキルアップ研修等の実施	公共施設等の総合的な維持管理を円滑に推進していくため、適正な人員配置と、職員一人ひとりの役割に応じた能力の向上が必要となる。そのため、求められる資質や技能を高めるための研修を実施することにより、意識啓発を進める。 また、公共施設等の保全を適正に行うため、建築物・構造物の維持管理に係る知識・技能や、市民や事業者等による公共施設等の維持管理活動をマネジメント（モニタリング、指導、助言等）する技能を持つ職員の育成に努める。
③情報管理のためのシステム構築	公共施設等の一体的なマネジメントを推進していくうえで、公共施設等の整備（修繕・更新・新規整備等）状況、点検・診断を含む維持管理状況、コスト状況などの情報を一元化することは非常に重要となる。そのため、固定資産台帳のデータベースを活用・連動させ、情報の効率的な蓄積と効果的な活用を図るためのシステムの構築を目指す。